



労使の三者が真摯に向き合い、データを基に慎重かつ十分な審議と議論を重ねた上で決定に至ったものであり、審議内容から見ても8月10日の答申が妥当と考える。

・公益側の意見

労使双方の隔たりが大きい中で、相手側の立場も考慮しながら十分審議を尽くし、労使双方の歩み寄りにより答申を行ったものであり、8月10日の答申どおりとすることが妥当と考える。

異議申出に係る答申

地域別最賃の異議申出に係る諮問に対し、「令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当とする」と答申。

- 2 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)  
8月18日開催の特別検討小委員会の報告どおり申し出のあった6つの産業のうち、新繊維、各種商品小売を除く4つの産業について、改正の必要性有りとの答申。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)  
必要性ありと答申された4つの産業に係る改正決定に係る諮問。
- 4 特定(産業別)最低賃金の実地視察について  
新型コロナウイルス感染症第7波の感染拡大(ピークアウトが見られない、病床使用率が高い等の状況)により実施しない。